

平成 23 年度 第 16 回税制調査会議事録

日 時：平成 23 年 11 月 9 日（水）17 時 15 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○五十嵐財務副大臣

時間になりました。ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

本日は地方団体との意見交換を行い、その後、日本経団連、日本商工会議所、連合、日本税理士会連合会の 4 団体から税制全般にわたるヒアリングを行い、意見交換をすることにしたいと思えます。

それでは、地方団体との意見交換に移ります。本日は全国知事会、地方税財政特別委員会委員長の石井富山県知事、全国市長会会長の森新潟県長岡市長、全国町村会副会長の白石愛媛県松前町長にお越しをいただきました。お忙しいところをありがとうございます。御三方に順番にお話をいただき、その後、自由討議を行いたいと思えます。

（カメラ退室）

○五十嵐財務副大臣

それでは、まず全国知事会地方税財政特別委員会委員長の石井富山県知事をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○石井地方税財政特別委員会委員長

富山県知事の石井でございます。よろしくお願ひします。

今日は限られた時間でございますので、いろいろ政府の方に税制改正の要望をいたしておりますけれども、今日は 3 点、社会保障と税の一体改革と地球温暖化対策税関係、あとは自動車関係税について、お話をさせていただきたいと思えます。

お手元に全国知事会として「平成 24 年度税財政等に関する提案（説明資料）」がございます。なお、もう一つ、参考資料も横長で付いておりますが、主として説明資料の方で御説明を申し上げたいと思えます。

最初に社会保障と税の一体改革でございますが、1 ページ目を御覧いただきますと、社会保障関係費といいますと、ここにありますように、高齢者 3 経費から社会保障 4 分野、障害者福祉まで入れますと、全部で国費全体で 27.8 兆円。それに伴う地方負担、地方単独事業を合わせますと地方の負担は 16.8 兆円とありまして、国と地方は大体 3：2 ぐらいで支出しているのですが、最初の方で政府与党で御議論をされていた中身を拝見しますと、この中でも特に基礎年金、後期高齢者医療、介護、この 3 つを合わせた高齢者 3 経費について議論をされておられまして、それですと国費が 16.6 兆円、一方、その補助裏に当たる地方費は 5 兆円ですから、消費税 4 %のうち交付税に回る分を除いた国分の手取りが 6.9 兆円。

そういうことで、菅前総理は、国は 10 兆円足りないとよくおっしゃっておられまし

た。一方、地方の方は地方消費税と消費税の交付税に回る分を入れますと 5.3 兆円がありますので、地方は足りているのではないかというような議論をされていたかと思えます。それでは全く私どもからしますと、社会保障関係費のうちでも、特に国費率の高いところだけ議論をされているようにお見受けしましたので、是非、社会保障全体の議論をしてほしいということをお願いしましたのと、併せて補助裏ではない地方単独事業も国民生活の切実な部分について、国の制度がないものですから、やむを得ず地方はやっているのです、これも是非財源保障の対象にしてほしいとお願いしてきたわけでございます。

結果として、この 1 ページの下の小計②を御覧いただきますと、その他年金医療、子ども・子育てを入れた社会保障 4 分野について、それでは議論の対象にしようとしていただいたわけで、この点は大変有り難いと思っております。

2 ページ、今ほど申し上げましたように、消費税・地方消費税を合わせたものは 12.2 兆円ございますが、そのうち消費税 4 %のうち、地方交付税分を除くと国が 6.9 兆円。一方、地方は地方消費税のほかの交付税分を入れますと 5.3 兆円。こういう配分の状況になっております。

3 ページ、社会保障・税一体改革成案では、さっき申し上げましたように、当初は高齢者 3 経費を基本としつつ、社会保障 4 経費における国・地方の役割分担に応じて配分を行うということ。地方単独については地方自治体の課税自主権の拡大でやってやろうかというようなお話でしたが、その後、国と地方の協議の場などで、知事会をはじめ市長会、町村会、いろいろお願いをいたしまして、結果としては先ほど申し上げたように、6 月 30 日の成案ではお陰様で、基本の枠組みとして、現行の消費税の国、地方の配分は維持すると。それから、引上げ分の消費税収については、社会保障 4 経費にのっとった範囲で国、地方の役割分担に応じて配分を行う。また、その下を見ていただきますと、地方単独事業についてもやはり安定的な財源を確保できるように改革をするのだと、地方消費税の充実等の制度改革をするのだとしていただいたわけですが、今この修正を前提として、分科会も含めた国と地方の協議の場で、継続的かつ自主的な協議を行わせていただきたいと思いますし、本当は私どもの主張から言いますと、障害者福祉等も入れた社会保障給付の全体像を議論すべきではないかと思っております。

4 ページ、今後の社会保障・税一体改革の課題ですけれども、今、申し上げたように社会保障の全体像までは提示すべきではないかというのが私どものお願いですけれども、ちょうど 9 月 13 日に野田総理の所信表明で、社会保障制度については全世帯対応型に転換するということが。それから、若者、女性、高齢者、障害者の収入率の向上を図り云々ということで全員参加型社会、こういうふうにおっしゃっていますので、視野を社会保障の全体に広げようという御意図ではなかろうかと期待しているわけでございます。

地方単独事業についてはその下にありますように、法令等に義務付けられた事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のような住民の声を踏まえて、全国的に展開されている事業も是非対象にしていただきたい。なお、この点は少子化対策基本法、あるいは障害者基本法で国のみではなくて、地方がそういうことを努力するように義務付けられているわけでありまして、是非御理解をいただきたいと思います。

また、一番下にありますけれども、よく地方は人件費が多いというような議論がありますが、この福祉分野では医療も現金給付だけではなくて、正にサービスも給付も、ここにあるように保育所、保育士、保健師、助産師、ケースワーカー、児童福祉士、こういった人があって初めて福祉行政が成り立ちますので、是非こうしたものについての財源もよろしくお願ひしたい。

5 ページ、従来は何か地方が地方単独事業で余分なことをやっているという PR をする方もいらしたようですけれども、ここにありますように予防接種による健康被害は国の補助事業ですが、インフルエンザ等の予防接種自体は地方がやっているとか、子宮頸がん、乳がんは国庫補助対象になっているけれども、胃がん、肺がん、大腸がんは制度がありませんので、地方が独自にやっている。

以下、妊婦健診とか乳幼児医療費、障害者医療は御覧のとおりでございまして、これらは国民の生活になくってはならない不可欠なサービスだということを御理解いただけると思います。

6 ページ、一体的な社会保障サービスを提供するための地方単独事業で具体的なものを例に挙げておりますので、御覧いただきたいと思います。

7 ページ、一時期、今、地方に配分されている地方消費税の1%とか交付税でもって地方に配分されている消費税分も召し上げてという議論もあったようですけれども、7 ページにありますように、これらはいずれも昭和 63 年の税制の抜本改革のときに、あるいは平成 6 年の税制改革の際に、それまであった地方の料理飲食税とか娯楽施設利用税とか電気ガス税とかいったものを廃止する身代わりに消費税を入れるという理由で、廃止する代わりに確保していただいたものである。あるいは消費税導入の際に所得税、法人税、酒税、そういったものが減税になりましたので、そうした原資を補うために確保していただいたという経過がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、今後この問題については是非、国と地方の協議の場でしっかりと議論をして、国民が将来に不安を感じることはないような社会保障制度の構築を図っていただいて、かつ地方消費税の拡充を含めて、地方の偏在性が少ない安定財源を確保させていただければ有り難いと思っております。

8 ページ、これは 24 年度税制改正について、詳しくは別添に 24 年度税制改正に関する提案がありますが、この 8 ページは地球温暖化対策のための税で、法案は今、御審議中だと伺っておりますけれども、もしこの地球温暖化対策税までいきますと、そ

の一定割合を是非地方税源化していただきたいのが私どものお願いでございます。

左下の平成 23 年度税制改正大綱を御覧いただきますと、ここにはっきりと、既に地方団体が地球温暖化対策で様々な事業をやっているから、その地方の財源を確保する仕組みについて検討すると。あるいはその下を更に見ていただくと、24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めると書いてありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9 ページ、これは地球温暖化対策については、勿論国もやっていらっしゃるのですがけれども、地方もそれ以上に大きな役割を金額の面でも果たしているということでございまして、御覧いただきたいと思ひます。

10 ページ、私どもがお聞きしていますのは、環境省で現在の揮発油税等について、地球温暖化対策のための税というような形で税制改正をしたいという御要望が出ておられるように聞いておりますが、そういうふうになる場合には、かねて地方としてお願ひしていますように、現行の軽油引取税の当分の間、税率の部分は、地方環境税という形で確保させていただきたいと思っております。

11 ページ、今、自動車関係税について、いろいろ議論をされていると思ひますが、自動車税は地方税でございます。自動車重量税は国税ですけれども、相当分が地方に重量税として行っております。これを税制の簡素化という観点から、最初にまず、当時の原口総務大臣が、グリーン化、簡素化の一環で、環境自動車税というものにドッキングをしてやったらどうかと。その後も片山前総務大臣がこの考え方を提起して、税調でもお話になった経過がございます。全国知事会としても、是非こうすることで実現をしていただければ有り難いと思っております。

12 ページ、お伺ひしますと、今は自動車取得税を廃止するといったような議論もあるやに聞いております。ここにありますように、自動車による交通事故とか騒音とか CO₂ の排出などの社会的費用について、地方が行政サービスをする。受益に着目した税負担ということでありまして、また、この自動車取得税は県に一旦入りますけれども、実はその税収の 7 割は市町村に配分される仕組みになっておりまして、かつ割に遍在性が少ない税目でありますので、県にとっては勿論ですが、市町村にとっても貴重な税目でございます。是非この税制は堅持していただきたい。

エコカー減税などを国がされましたので、もともと 4,000 億円近くあった税収も 21 年度決算で既に 2,300 億円ぐらいに落ちておりますが、もともとは相当な税目だったこともありますので、是非これは堅持をしていただきたい。ここに来る前に市長会、町村会も当然そういう御意見だと思ひますが、私は念のため、県内の市町村長の意見を全部聞いてまいりましたが、全員これは地方の市町村にとって大変貴重な税源なので、是非、政府税調の場で存続をお願ひしてほしいと、全市町村長がそう言っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、大都市も相当大きな減収になります。

13 ページ、これはどうしても地方税の泣き所は、法人 2 税などどうしても東京など大都市に集中しがちになる。地方消費税も偏在度が少ないと言っても、やはり大都市、特に東京に集中しがちになる。そういう中でここにある自動車取得税とか自動車税、軽油引取税といったような項目は、割に地方の方に税収がそこそこある貴重な税目でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、国と地方の協議の場における意見の反映ということで、是非お願ひしたいと思ひます。

それから、最後に一言だけ、参考資料を見ていただきます。1 枚おめくりいただくと、かつては地方が余り行革もやらずにお金をくれとだけ言っているという印象があったかと思ひますけれども、西暦 2000 年以來の表で見ますと、地方は 39 万人、12.2% の定員削減をやっております。それによる効果が 3 兆 3,000 億円。それから、給与構造改革、独自給与カット、市町村合併に伴う特別職員数の大幅減。全部で 4 兆 2,000 億円もの行革努力をやっております、それに比べると国家公務員の皆様は計算をしてみると 3,600 億円ぐらいしかない。

今回、給与の臨時特例法が幸か不幸か成立したとしても、それを足しても年に 6,500 億円。これはあくまで 2 年数か月のお話ですから、仮に地方と同じような人員削減をやるとすると、それでも人員が 113 万人と 320 万人の差がありますが、それを勘案しても 1 兆 4,000 億円でありまして、地方の方は非常に真面目にやっているというのを見ていただけると思ひます。

2 ページ、国と地方の一般歳出の推移です。これはやむを得ない面もありますけれども、国の一般歳出は 2000～2011 年の間に 9.1 兆円増えておりますが、地方は 7.2 兆円減っているということでございます。

いろいろ申し上げたい点もありますけれども、大変厳しい中で地方は真面目に取り組んでおりますので、これ以上、円高を理由に地方の税金を減らすといったような議論にならないように、よろしく申し上げたいと思ひます。円高対策はもっと別の方でやることのできるはずなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

続いて、全国市長会会長の森長岡市長、お願ひいたします。

○森全国市長会会長

長岡市長の森でございます。よろしくお願ひいたします。

私どもの資料としては「平成 24 年度都市税制改正に関する意見等」ということでお出ししております。

時間もございませんので、特に 3 点に絞りますして申し上げたいと思ひます。

様々な要望につきましては、5 ページ以降に、私どもで取りまとめた都市税制改正に関する意見がございます。これは様々な税目について、細かく御意見を申し上げて

いる形になっておりますが、今日は大きな項目3点につきましてお話をしたいと思っております。

最初に、社会保障と税の一体改革における地方消費税の充実についてでございます。

先ほど、石井知事からも御説明がありましたように、私どもは、社会保障サービスというのは地方単独事業と国の事業両方相まって成立していると思っております。住民から見れば、国の政策なのか、地方の政策なのかということは、基本的には関係ないわけでございます。

保育料等については、各地方で実情に合わせて、国の基準より軽減しておりますけれども、そういうことがあるので、国の制度は成り立っているという面があるということでございます。地方単独事業について、しっかりと今、調査をいただいておりますが、認識をしていただいて、国と地方とが協力して、役割分担に応じて社会保障制度が成り立っているということをまず申し上げたいわけでございます。

それを前提にいたしまして、全く知事会と同じ御意見になりますけれども、偏在性が少ない、かつ安定的な税収が得られますような地方税体系を構築するように求めているところでございます。

偏在性については、先ほど知事会の資料の最終ページにもございましたように、法人2税は、総額ではなく住民1人当たりの税収で見ると、地方法人2税は1：6、あるいは1：7のときもございます。消費税は1：2を割っているわけございまして、その消費税に対する偏在性が少ないという意味で、我々の期待というのは大変大きいものがございまして、まして社会保障制度というのは、国と地方の協力関係で成り立っているという前提からすれば、適切な役割に応じた配分をしていただくということは当然ではないかというのが私どもの意見でございます。

そのことが私の資料の1～2ページに決議という形で書かれているわけございまして、やはりこの社会保障と税の一体改革に当たっては、基礎自治体が果たしている役割、特に最前線において果たしている中心的な役割をしっかりと評価していただきたいというのが1点目でございます。

それによりましてきめ細かいサービスが行われているという現実を是非とも踏まえていただきたい。それを前提といたしまして、今後、与野党協議を進める上で、是非とも国と地方の協議の場での議論を踏まえて、地方団体の意見を十分配慮していただきたいということでございます。

なお、最後になります。所要の法整備を迅速に行うに当たって、新しい制度の導入に伴うシステム変更等の経費等については、国において十分な財政措置を講じていただくようお願いをしたいということでございます。

2つ目でありまして、車体課税の見直し。これも知事会と共通するところがございまして、特に市長会といたしましては、先ほども石井知事から言っていただきましたが、自動車重量税は国税であり、自動車取得税は都道府県税ということで、市町村は

関係ないように思われがちですが、市町村税ではないわけでありましてけれども、自動車重量税について、税収の4割が譲与税として我々に回っております。また、自動車取得税については、税収の約7割が交付金として市町村に配分されているわけでございます。

したがって、この車体課税の見直しによって影響を受けるのは、我々市町村でございます。国策である急激な円高対策等を市町村の犠牲の上に立っておやりになるというのはいかなるものかということでございまして、これは絶対に受け入れることはできないと私どもは考えております。

両税が廃止されるということを前提として計算いたしますと、自動車重量譲与税分で3,600億円、自動車取得税交付金で2,600億円、合わせて市町村分で6,200億円の減収が生じます。長岡市だけで見ましたところ、17億円の減収がございまして、これは到底受け入れることができない数字でございまして、非常に危惧をしているところでございまして、是非とも基礎自治体を重視していただきまして、これは民主党政権の1丁目1番地の政策だと理解をしておりますから、地方の厳しい財政状況を御理解いただきまして、財源配分の仕組みを含めまして、これらの課税制度は堅持していただきたい。現行のエコカー減税導入前の税収水準が確保できる措置を求めることは、我々としては当然の要請であると考えております。一部の県において、都道府県税である自動車取得税の廃止を求めるという動きが出ているということも承知しておりますが、都道府県税ではあります、影響を受けるのは市町村であるということをお願いしたいということでございまして。

固定資産税につきましては、明年度、3年に1度の固定資産の評価替えを行う年に当たりまして、ざっと計算いたしますと、評価替えに伴いまして、固定資産税は約4,000億円、都市計画税の影響が約1,000億円で、全国で5,000億円の減収が見込まれております。長岡市で計算いたしましたらば、約8億円もの減収が見込まれております。

これは土地、建物価格の下落によりそういう評価替えがあつて落ちるわけでございますから、それについてはそのルールに基づいて行われるわけでございますが、そのときに申し上げたいのは、減収が見込まれるというのは、土地・建物の価格下落により落ちるわけでございます。それにもかかわらず、バブル期に行った特例措置がございまして、どんどん地価が上昇しているときに特例措置として行った措置がございまして、それをそのままにしておくというのは合理的ではないのではないか。どんどん地価や建物価格が下がって、評価替えに伴う影響が出るときに、バブル期に設定した特例措置をそのまま残しておくというのは、ちょっと合理的ではないのではないかと思っております。是非その特例措置の見直しをお願いしたいということでございまして。

以上、3点でございますが、全国知事会との共通点もございましてけれども、よろしくお願いをいただきたい。

私どもは、国と同様、税の課税者でもありますけれども、本日の意見は、課税者の

意見としてお受け取りいただきまして、明年の税制改正でもこういった議論をお願いしたいということでございます。よろしく願いをいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

続いて、全国町村会副会長の白石愛媛県松前町長、願いをいたします。

○白石全国町村会副会長

愛媛県松前町の白石と申します。

「松前町」と書きますけれども、読むのは「まさきちょう」といいます。北海道に松前町がございまして、姉妹関係でありますけれども、私どものところは「まさきちょう」といいます。

今、知事会あるいは市長会から説明が出ましたので、ダブるところが多いんですけども、知事会の資料はすごく立派ですし、市長会もそうですが、私のところはたった紙1枚でございますが、内容は全てこの中に凝縮をされております。

今、市町村合併が進みまして、全国で町村も933になっております。しかし、町村の存在意義というのは、全国北海道から九州まで見ましても、やはり農山村を抱えるところにほとんどが位置しているわけですし、ごく一部、都市部の周辺であって、財政力のところもありますけれども、全国的に町村の財政力というのは非常に少ないといえますか、乏しい。そういう中で地域の住民の福祉向上、あるいは安心・安全のまちづくりに取り組んでいるわけでございます。

そういう意味で、今回の例えば自動車税云々を見ますと、固有の決まっている財源がなくなるということ、税がなくなるということは、ある意味では、町村の我々にとっては正に死活問題になるわけでありまして。

ダブった部分がありますけれども、この意見書にあります中から、4つに絞って御説明を申し上げます。

まず、3ページ「9. 自動車関係諸税に係る地方税財源の確保」の問題から御説明いたします。

今、市長会からもお話がありましてように、自動車取得税あるいは自動車重量税、これは交付金であり、譲与税でありますけれども、市町村にとっては偏在性の少ない貴重な財源でございます。

確かに経済産業省の言われる円高などによって進む産業の空洞化を回避するというのは、省庁の立場から言えばそうでしょうけれども、もともとこの問題については、国あるいは企業が責任をもって取り組むべき問題でございまして、税を削るということには当てはまらないと思います。

今回、この自動車重量税あるいは自動車取得税がなくなるとなると、私の町で見ましても、私どもの町は人口が3万1,000人余り。年間の一般会計でいいますと、大体90億円台でございます。本年度も8,600万円ぐらいを予定しておりまして、これ

が来年度から無くなるということになると、それを補うだけの税源を求めることはできません。そういう意味で、全国の町村の立場から言いますと、こうした地方税財源は、これからも堅持されるように強く要望しておきたいと思います。

次に、固定資産税の問題でございますけれども、2ページの4.に記載をしてあります。固定資産税は、来年が評価替えになっておりまして、全国的な地価の下落、私どもの愛媛県も正に同じでございます。

そういう意味で、通常でもかなり固定資産税が下がると見ておりまして、私の町でも21年度の決算で大体25億円ぐらいございまして、全税収の6割近くを占めております。ですから、これは消費税とともに大変大事な税でございます。

24年度は、今年度と比べて、この評価替え等の影響で2億円ぐらいの減収になるのではないかとということで、これについては、ある意味では仕方がないわけですがけれども、先ほど市長会から出ましたように、住宅用地の課税標準額の上限を評価額の6分の1にする。これは地価が高騰したときに講じられた措置でございますので、是非これの見直しをしていただきたいと思います。

社会保障財源の安定的な確保については、意見書の1ページの1.に挙げてあります。

政府は6月末に社会保障・税一体改革の成案を出して、社会保障の財源を、消費税率を2010年代半ばまでに10%引き上げると。これは先般、野田総理もG20のサミットで明言をされておりまして、国際的にも表明したわけであります。

この国の財源確保は重要でありますけれども、住民から見ますと、社会保障サービスというのは国だけの事業ではございません。当然、住民に一番近い基礎自治体である我々も単独事業として様々なサービスを実施いたしております。

平成21年度税制改正法附則の第104条3項7号に、国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討すると明記されております。こうしたことを十分念頭に置いていただいて、地方消費税と消費税にリンクする地方交付税の堅持、拡充に向けて、社会保障財源の安定を図るためにも、是非実現をしていただきたいと思います。

最後に、2ページの「7.地球温暖化対策税制の創設」です。

これまで、この税につきましては、その使い道を産業界向けの排出抑制策に限定する。一方、森林吸収源対策と地方財源を確保・充実する仕組みと。これは24年度の改正の検討事項として先送りをされております。私どもとしては、これは是非早急に実現をしていただきたいと思います。この税を導入するときに、イ.にありますように、税の使い道を排出抑制対策に限定をせずに、吸収源対策を合わせて位置付けていただいて、是非所要の財源を措置していただきたいと思います。特にウ.にありますように、この税の一定の割合を森林の整備・保全、あるいは国土の保全、自然災害の防止を推進する全国の町村の役割を踏まえて、是非森林面積に応じて譲与をしていただきたいと思います。と存じます。

以上、4点を申し上げておきます。是非よろしく願いをいたします。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、ただいまより自由討議に入りたいと思います。御質問、御意見等がございましたら、どなたからでもどうぞ御発言ください。

中野代行、どうぞ。

○中野民主党税調会長代行

党税調の会長代行をしております、中野寛成でございます。

市長会及び町村会に共通するものとして、固定資産税があります。昨日もこの場かなり議論を長時間にわたってしたのですが、この地価高騰期に講じた措置を見直すということは出てくるんですが、そういう意味では実はかなり時期を失ってしまったなという残念な気持ちもあるんです。

今は、これを経済対策の視点から考えますと、これはまたこれで別の意見が出てまいりまして激論になるのですが、これは経済対策と地方税財源との関係でお互いに苦しい者同士がけんかをしている、取り合いをしている形になるというのは、余り建設的ではないという意味で残念なんです、そういう意味で、私は一度、政府税調でも固定資産税について抜本的に検討し直す、見直す、その在り方そのものについて見直す、そういう機会を設けた方がいいかなと、今、思っているところであります。

それは抜本的な問題として、現状として、この固定資産税が市町村の基幹税として大変貴重であるがために、今、ちょっと注目しているところなのですが、徴税率といいますか、かなり苦勞されているというふうに分かるのですが、滞納額が、今、全体でどのくらいあるのだろうか。といいますのは、ちょっと下世話な表現をして恐縮ですが、市町村役場の職員の方が固定資産税を徴収に行く相手、納税者は自分が子どものころから世話になったおじさん、おばさんで、身近な関係なものですから、なかなか、「おじさん、払ってよ」と言っても、「何をぬかすか」と言われると、これはつらい立場に立つというようなことがあるんだとよくエピソードで話が出てくるのですが、そういうことも含めて、この御苦勞の度合いと、今、どのくらい全国で滞納額があるのかということをお聞かせいただければと思います。

○五十嵐財務副大臣

今の点について、どうぞ。

○森全国市長会会長

全国でどの程度あるかということにつきましては、今、数字は持っておりませんが、きちんと調査をしろということであればいたしますし、ただ、そういう苦勞話みたいなものがエピソードとしてあったとしても、固定資産税については、長岡市のことと言えば、きちんと徴収はしているという認識であります。それが大きな問題になっているとか、そういうことではございません。

○五十嵐財務副大臣

総務省事務当局、数字は持っていますか。どうぞ。

○岡崎自治税務局長

平成 21 年度の数字でよろしゅうございますでしょうか。

固定資産税全体で現年度分、その年に賦課した税の分の徴収率は 98.1%でございます。ただ、取れなかったものが積み重なっていきまして、いわゆる滞納分・繰越分につきましては 19.0%という数字でございますので、やはりどうしても取れないものについては毎年 2 割ぐらいずつ取り返していくというようなことで、額としては、現年度分が圧倒的に、8 兆 9,000 億円で 8 兆 7,500 億円、98.1%で徴収できているという状況でございます。

○中野民主党税調会長代行

それで、金額にしてどのくらいなのですか。5,000 億円を超えてしまうのですか。

○峰崎内閣官房参与

滞納額は 5,000 億円を超えるんですか。

○岡崎自治税務局長

滞納分は、固定資産税で 6,336 億円ございまして、そのうち 1,204 億円が平成 21 年度に徴収できまして、残りが 5,100 億円という具合の数字でございます。

○中野民主党税調会長代行

ありがとうございます。

○五十嵐財務副大臣

亀井会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

私も昨日、固定資産税の議論を拝聴しておりました。そのときに、確か国土交通省の方から、地価の下落はしているけれども、固定資産税の徴収に関しては順調である、むしろ増えているぐらいであるというような数字が出てきたんですけども、それは事実でしょうか。また、その背景として、例えば上物の価値があるからとかがあり得ると思うんですけども、実際のところはどうかでしょうか。教えていただくと有り難いです。

○森全国市長会会長

御質問の意味が、順調であるというのはどういうお話なんですか。

○松原国土交通副大臣

8,000 億円増えたというものです。

○森全国市長会会長

今の話は、3 年に一遍、評価の見直しがあって、それが来年度減収する話をしていきますから、今のことは過去の話としての話なのか、よく分かりませんが、私どもの方は来年度、評価の見直しで 4,000 億円ほど減収するという見込みを立てている

わけなので、それが来年度順調に増えることはないと思っておりますので、よろしく
お願いしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

松原副大臣、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

それはいわゆる、商業とか工業とかではなくて、一般の住宅に関しては、地価の下
落がある中で、そこに限って言えば、ずっとこの間、長期間で 8,000 億円増えてきて
いるというデータを昨日は示したわけでありまして、今、おっしゃるとおり、この見
直しによって、大体 3 年に 1 回に必ず下るわけです。それで、また残りの 2 年で盛り
上がって、このトレンドが大体繰り返されているということのモデルも昨日お見せし
たとおりであります。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

2 点お聞きしたいと思います。

最初に知事会の方ですが、地方法人特別税として、これはいわゆる抜本改革のとき
に見直しをしてもらいたいとあるんですけども、やはり方向性としては、これは都
道府県の基幹税ですので大変重要視しなければいけないんですが、これは外形化とい
う方向が一時期あって、現にある程度入っていると思うんですけども、そういう方
向で進めていくということなのか、それとも、より安定財源と取り替えてもらいたい
ということで地方消費税の充実というような意見を聞いていたんですが、この点はど
ういうことなのかということが 1 点。

それから、今の固定資産税の絡みなんですけれども、固定資産税についてではなく
て、それに付随している都市計画税という目的税があるんですが、これが余り議論さ
れたことがないし、本当に目的税として、これは区分経理されているんですか。こ
の在り方は余り議論されていないのではないかと。都市計画に使うんだということなん
ですけども、この辺りは一体、現実にはどのように使われているのか、もし御意見
があればお伺いしたいと思います。

○石井地方税財政特別委員会委員長

前段の地方法人特別税あるいは消費税の関係ですけども、まず現状、法人事業税
の地域間格差、端的に言いますと、東京とそれ以外のところの税収格差がすごく大き
いものですから、そこで、もう 4 年ほど前になりますか、当時の法人事業税の半分近
くを地方法人特別税ということにして、それを税収の少ないところに再配分するよう
な仕掛けにしたんですけども、地方分権とか地域主権という理念から言いますと、
ややイレギュラーな税制になっているものですから、全国知事会の中の議論としては、
大きな方向として、いずれ税制抜本改革をやっていただいて、地方消費税などがもう

少し多く確保できるというときに、この地方法人特別税のやり方は解消の方向に行くのかなということ。

それと、もう一つは消費課税が特にヨーロッパに比べると非常に低いのは皆さん御承知のとおりなので、それを上げていく際に、地方の税というものは、地方の行政そのものが景気のいかににかかわらず安定的にやらなければいけないものが、福祉とか、教育とか、消防とかがありますので、そういうものが大半ですから、むしろ安定的な税目がもっと比重が高い方がいいのではないかと。そうすると、場合によっては、今、おっしゃるように、地方の法人事業税とか法人関係税を一部は外形化するという方向と、もう一つは、場合によってはもう少し消費課税、消費税の方に移行して、そして地方の法人関係税の比率をもう少し下げるといった議論もあり得ると思います。ただ、これはまだ、そこまで知事会として詰めた議論をしていませんが、大きな方向としてはそういうことをイメージとしては考えております。

○五十嵐財務副大臣

森市長会会長、どうぞ。

○森全国市長会会長

今回の評価替えて、固定資産税分が約 4,000 億円分、都市計画税の影響分が約 1,000 億円で、合計 5,000 億円の減収があると見込んでおります。

それで、都市計画税をどのように使っているかというお尋ねですけれども、もとより、これは別に目的税ではございませんから。

○石井地方税財政特別委員会委員長

目的税でしょう。

○森全国市長会会長

すみません、都市計画事業で、別に特別会計のように管理しておるわけではありませんから、今、手元にはございませんけれども、少し言い方を間違えましたが、線引きとか用途地域とかを決めるような都市計画をしっかりとやるような都市においては、そういういろんな都市関連の事業が必要になるということで使っておるということでございます。

○峰崎内閣官房参与

分かりました。

○五十嵐財務副大臣

ほかにございませんでしょうか。

森副大臣、どうぞ。

○森文部科学副大臣

ありがとうございます。

先ほど、固定資産税の抜本改革の話があったんですけれども、昨日も、いろんな特例措置があって、いろんな法人に対して特例的に免除するとか、そういうことも含め

て抜本的に考えなければいけないというお話がございました。その点について、免除していることについてどうなのかということ。

それから、私ども文部科学省の関係で申し上げますと、この間、税制改正要望で説明させていただいたんですが、公益法人改革の中で、公益法人になれなかった、例えば地域の博物館などが、このまま行きますと、その地域の中で大切にされていて存続を希望されているにもかかわらず、いろいろな事情があって公益法人改革の枠の中に入り切らなくて公益法人になれなかった。そうすると、税の減免措置が受けられないということで、今後、経営状況によっては閉鎖に追い込まれる可能性がある。ですから、ここはもう一度、特別扱いといいますか、特例措置を講ずべき博物館であるのかとか、そういう客観的な評価の仕方も、今、私どもの方で詰めておりますけれども、やはり国の制度改革に伴ってばっさり切られてしまうということについて、ここは少し柔軟性を持たせた方がいいと思うんですけれども、その点についてはいかががお考えでしょうか。もし御意見があればよろしくお願いいたします。

○森会長

今のようないろいろな御議論があって、それを真剣に御議論いただいているということは私は大変有り難いことだと思うんですが、そういう具体的ないろいろなことについて、特に固定資産税は地方の大変大事な税源でございます。そういうことについて、国と地方の協議の場の分科会でもどこでも結構でありますけれども、しっかりと議論する場をいただきたいというのが私の希望でございます。

税制調査会の大切な役割は理解しておりますし、そこでいろいろな御議論をいただくのは有り難いことなんですが、私どもが1回ここへ出てきて1時間程度お話しする中で決められるのではなくて、地方の大切な税でございますから、今のような話を是非、具体的にまた御質問いただいておりますような場があると大変有り難いということでございます。

○五十嵐財務副大臣

白石副会長、どうぞ。

○白石全国町村会副会長

固定資産税は当然、評価替えがあって、場合によっては上がることもありますし、下がることもあるわけですよ。ですから、これは自治体としても私はやむを得ないと思うんです。

ただ、先ほど言いましたように、例えば課税標準額の上限を決めておく、こういったものについては、できるだけ減収幅が少なくなるような方策を講じてほしいということで、今、おっしゃったようなことについては、いろいろ検討していただくのは大いに結構ですけれども、逆に、例えば農地から宅地などへ変わるのは、固定資産税が増えるわけですから、そういうときには有り難いことなんですけれども、下がると、やはり基幹税でございますので、我々としてもいろいろな要望は出るんですが、こうい

った制度的なもので変えられるものがあれば変えていただきたいということです。

○石井地方税財政特別委員会委員長

固定資産税に関連しての御質問ですから遠慮してはいたんですが、当然、公益法人になるか、ならないかでほかの税目にも影響しますので、やはり今回の公益法人改革で、なぜ固定資産税やその他の税金の減免対象が狭くなったかといいますと、大本はやはり、公益法人の名の下にかなり収益事業をやったり、いろいろ課題がある法人が多いから、その見直しをされたというのが基本でしょうから、そこは例えば、今、博物館の例を出されましたが、本当に、本来の公益法人改革の趣旨から見て、どこまでが公益法人としてふさわしいのかという根本論が1つあるんだと思うんです。

それで我々、地方税をいただく側から言いますと、やはり本当の意味での公益性のあるものについて税の減免や、あるいは非課税とかというのはいいと思いますが、公益法人という名の下にかなり民間と競業したりするようなものが非常に広くなるということについては、やはり是非、慎重に考えていただきたい、こういうふうに思っております。

○五十嵐財務副大臣

それに関連してですけれども、もし公益法人から税が取れた場合の得べかりし利益みたいなものは計算をしているものでしょうか。

例えば、どんどん不動産を買っている大法人がありますね。例えば私の地元近くでも相当な面積の元工場用地をそっくりそのまま某大法人が買って非課税になるということがあるんですが、これは、もし集積すると相当なものになるのではないかなと思うんです。

○森全国市長会会長

それは、公益法人の指定の在り方の問題にした方がよろしいのではないかという感じがいたします。そういったものをそもそも公益法人にして課税を軽くすることがいいのかどうかという方の話ではないか。税制の在り方に今の話を経めますと、非常に細かい複雑な話になってくるような気が私はいたします。

○石井地方税財政特別委員会委員長

今、五十嵐副大臣が言われたそういう統計を地方として統一的に持っている仕事は残念ながらないと思います。ただ、埼玉も恐らくそうでしょうし、京都とかそういう特定地域ではかなりそういう問題があると思っております。

○五十嵐財務副大臣

他にございますでしょうか。

どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

公益法人の関連でお伺いしたいんですけれども、実は、党の要望として去年からナショナルトラスト税制というのを出してはしまして、要するに自然保護あるいは価値の

ある建物ですけれども、それを団体が購入するときに固定資産税がネックになって保全活動がなかなかできないということがあるので、これが何とかならないかという要望を去年から出しておりますけれども、そのときの回答が、1つは、これは地方税であるので、地方の意見を聞かないと、ということと、利益をその団体が上げないという保証がどこまでとれるか、そこがネックだったんです。それでナショナルトラスト法という基本法もないので、基本法が必要なのではないかという意見とかがいろいろ出されたんですけれども、環境保全のためのナショナルトラスト、税の減免ということについてどのようにお考えでいらっしゃいますか。

○石井地方税政策特別委員会委員長

では、代表して申します。

個別の案件は我々知事会なり、市長会としてこういうことでどうだという御相談を受けていないと思いますので、それについて個別にお答えはしにくいのですが、一般的に言うと非常に公益性が高くて、国としてこれは非課税にすべきだ、減免にすべきだというのは、ある範疇のものは理論的にはあり得ると思うんです。

ただ、私は是非、特に民主党政権は地方分権、地域主権とおっしゃっていますので、それもこれだけ国も地方も大変財政状態が深刻で、いかに新しい税源を確保するかというのでみんなが苦心惨憺している中ですから、国として非課税にしたり、減免したりする範囲もできるだけ限定的に考えられるのが在り方ではないかと思います。

まして、地方税主体の減免であれば、それは少なくともそれが地方にとって公益性があって、非課税なり、減免がふさわしいという判断を国が一律にして、地方が当然に従うというのではなくて、それは地方の首長に判断させる仕組みをむしろ考えてもらった方が柔軟な対応があるのかなという気がします。分権の理念、地域主権の理念から言うとそうではないでしょうか。

○亀井国民新党政調会長

ありがとうございます。

○森全国市長会会長

一言よろしいですか。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○森全国市長会会長

私どもが今日意気込んでまいりましたのは、とにかく来年、評価替えて相当な減収が見込まれると。例えば長岡市でも8億円ほどの減収が見込まれるという危機感を持っております。一方で、土地価格がどんどん上がっているときに、そのための特例措置として交付税が余り増えないような措置をしているわけですね。それが下がっているときにまだ特例があるということ、先ほどの時期を失したという一言ではなかなか帰りがたいのでありますが。

○中野民主党税調会長代行

それで済ますつもりはありません。

○森全国市長会会長

そのこのところを是非お酌み取りいただきたいというお願いに上がりましたので、よろしく願いいたします。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○石井地方税政策特別委員会委員長

議論が公益法人の話に集中しましたので、これで終わりになるかもしれないので、是非一言だけ申し上げたいんですけれども、自動車取得税の廃止の問題について、一部に円高対策としておっしゃっている向きがあちこちにあるように思うんです。

今回、県内の市町村長やいろいろな各方面の地方の首長さん、あるいは有識者の方に聞いた私の印象としては、円高対策というのは金融政策とか、政府、日銀も含めて、政府の中でも勿論財務省や経産省なども御関係がおありだと思っておりますが、そういうことで円高対策をしっかりとやっていただくというのが本筋で、円高対策だからといって、率直に言って、それについて何の権限も持たない県や、まして市町村の税金を円高対策に資するからといって廃止にするとか、大幅に減額するというのは何か変ではないか。本筋は円高をどうやって是正するかというのが大事なので、自動車取得税を廃止したからといって円高が是正されるわけではないのですから、そのこの根本が何かおかしい議論になっているのではないのかという庶民の声というか、地方の市町村長も含めてみんなそう思っていますから、是非税調の皆さんに議論していただく際に、そういう声があるということ念頭に置いてよろしく願いしたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○白石全国町村会副会長

私どもも是非それをお願いしたいと思えます。自動車取得税が廃止されますと、地方にはまだ道路を造らなければいけないのです。道路特定財源が廃止されたとか、いろいろなものが道路については全て悪みたいに言いますが、地方にとっては道路を確実に造っていくという自治体には責任があるわけで、そういう意味で、こういった税源が無くなると新たな税源がないんです。ですから、是非これについては十分検討していただきたいと思えます。

○五十嵐財務副大臣

では、中野会長代行。

○中野民主党税調会長代行

誤解を残してはいけないと思うので。

先ほど申し上げたのは、もっとグッドタイミングがあったなど。しかし、今、放置

していくわけにはいきませんねということをおっしゃったのであります。

自動車との関連もそうですが、今、知事がおっしゃったように、この地方税制を円高対策と絡めようと思っているわけではないんです。ただ、そこへ絞って円高対策もありますねと。地方ではこういう自動車関連税制がありますねと、そこだけピックアップして取り上げると、その争い、よこせ、よこさないの話になってしまうわけです。

この前もここで私も申し上げたんですが、もっと全体的な視点に立ってそれらのことを考えないと、地方対自動車の争いにしてしまっただけではいけないということをおっしゃったんですが、おっしゃることは十分踏まえて議論したいと思います。

○石井地方税政策特別委員会委員長

こんなことを言っただけでは恐縮ですが、ちまたの声で、円高対策がいつの間にか業界対策になっていて、しかし、円高というのは本来、政府や日銀がもっとしっかりやってほしいというのが庶民の声なので、それが何でいつの間にか小さな市町村あるいは県の貴重な税源を廃止するという話になってしまうのか、ちょっと本末転倒ではないかという声が強いということをお是非御理解いただきたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

そろそろ時間となりましたので、この辺にしたいと思います。

お忙しい中、意見交換にお越しいただきました地方団体の皆様、本日は本当に貴重なお話をありがとうございました。

御退席をいただいて結構でございます。

(全国知事会、全国市長会、全国町村会関係者退室)

(日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、日本税理士会連合会関係者入室)

○五十嵐財務副大臣

それでは続きまして、4団体からのヒアリングに移ります。

本日は、税制全般についてお話を伺うため、日本経団連の馬田税制委員会共同委員長、日本商工会議所の井上税制委員長、連合の川島総合政策局長、日本税理士会連合会の浅田専務理事の皆さんにお越しをいただきました。

お忙しいところ、急な申し出にもかかわらず、税制調査会にお越しをいただきまして誠にありがとうございます。

4人の皆さんのお話を伺った上で意見交換を行いたいと思います。

早速、日本経団連の馬田税制委員会共同委員長からお話を伺いたいと思います。

委員長、お願いいたします。

○馬田税制委員会共同委員長

それでは、座ったままで失礼いたします。

経団連の税制委員会の共同委員長を務めております馬田でございます。

本日は、税制改革に関する経団連の考え方を御説明させていただく機会を賜り、誠にありがとうございます。

資料の御説明に入ります前に、まず、今の私どもの経済情勢、事業環境について率直に申し上げたいと存じます。

我が国の事業環境は、重い法人税の負担、柔軟性を欠く労働規制、行き過ぎた温暖化対策、経済連携協定の締結の遅れ、あるいは震災後の電力供給不足に加え、歴史的な円高の継続という六重苦により、著しく悪化をしております。加えて米国の景気低迷、あるいはヨーロッパにおけるソブリンリスクの顕在化と、海外経済の動向も大きな懸念要因となっております。

我が国がこうした危機的な状況から脱却し、技術創造立国あるいはものづくり立国として世界で生き残り、国内における投資と雇用の維持、創出を図るためには、六重苦をはじめとする課題を速やかに解決し、国内の事業環境を改善しなければなりません。そのためにも、税制改革は極めて重要であり、平成 24 年度税制改正はその大きなステップであると位置付けております。

また、消費税の引き上げは社会保障・税一体改革成案では、経済状況の好転が条件とされておりますが、平成 24 年度税制改正の実現なくして、経済状況の好転は図れません。是非とも思い切った税制改正の実現をお願いしたいと考えております。

それでは、お手元の資料、平成 24 年度税制改正に関する提言の概要を御覧ください。

平成 24 年度税制改正の前提として、まず、II. 復興財源論と平成 23 年度税制改正における残された課題を決着させる必要があると思います。現在、与野党協議が行われていると承知しておりますが、法人税については現行の政府与党案、すなわち法人実効税率の 5% 引下げを含む法人税制改革を施行した上で、平成 24 年度から 3 年度に限り 10% の付加税をかける方式につき、特段異存はございません。しかし、念のために申し上げますと、税率の引下げと付加税はあくまでもセットであり、付加税のみが先行するという純増税は絶対に容認できませんので、是非とも御配慮いただければと存じます。

その上で、概要の下の部分、IV. 平成 24 年度税制改正に関する提言について御説明いたします。

まず、1 の (1) 研究開発促進税制についてですが、我が国が持続的な成長を遂げるためには、不断のイノベーションの創出により、科学技術の優位性を保つ必要があります。国内における研究開発拠点を維持するためにも、研究開発税制の本則化・恒久化が不可欠であると考えております。少なくとも本年度で期限が切れる増加型・高水準型の特例については、恒久化あるいは延長が不可欠であります。

また、税制控除限度額につきましては、平成 23 年度税制改正において法人実効税率の 5% 引下げに伴う課税ベース拡大の対象項目とされました。その結果、税額控除限度額の縮減と法人税の復興増税により、我が国においてイノベーションを牽引する研

究開発に熱心な企業ほど、税負担が増えてしまうという実態がございます。この点につきましても、是非御検討をいただきたく存じます。

次に、(2) 原料用途免税について申し上げます。

諸外国では原料用ナフサ等、原料炭への課税は存在しておりません。厳しい国際競争の中で一部でも原料への課税が行われれば、我が国の企業は壊滅的な打撃を受け、国内での産業の存立は不可能となります。また、期限が到来するたびに免税、還付の延長を繰り返す現在の仕組みは、事業の予見可能性を著しく阻害しており、問題と言わざるを得ません。原料用途免税の本則化・恒久化を本年度改正で是非とも実現していただきたいと存じます。

車体課税につきましては、左下の5. にございますけれども、これは本年度改正要望であると同時に、税制抜本改革に関わるものですので、Ⅲ. 税制抜本改革の5. にある自動車・燃料関係諸税を併せて御覧ください。

国内需要を喚起し、基幹産業である自動車産業の国内における研究、開発、生産基盤を維持、強化するためには、自動車重量税、自動車取得税を廃止し、簡素化、負担軽減を実現するとともに、税制のグリーン化の観点も踏まえ、先進環境対応車の普及促進に資するインセンティブ制度を創設することが不可欠であると考えております。

自動車産業は関連産業、中小・中堅企業、地域社会、地域経済に大きな影響を与えますので、自動車という一産業の支援ではなく、日本全体の経済の再生成長と国民の雇用と暮らしを守る観点から、車体課税の見直しを是非とも実現していただきたいと存じます。

法人課税の(3) 地方法人課税における償却資産に係る固定資産税につきましても生産設備に対する課税は諸外国ではまれであり、企業の国内における設備投資意欲を低下させ、空洞化を助長し、雇用の増加を阻害する要因となっていることから、廃止、縮減を含む抜本的な見直しが必要です。

このほか、平成24年度税制改正では、特定の事業用資産の買換え特例をはじめとする経済の活性化に資する各種特例措置について延長、拡充をすべきであると考えております。

最後に、税制抜本改革について申し上げます。政府与党は今後、社会保障・税一体改革成案の具体化作業に取り組んでいくことと存じますが、経団連としましては、消費税については10%までの引き上げ時期については、社会保障の持続可能性の確保、厳しい財政状況を踏まえれば、2015年度と明確化すべきと考えております。

複数税率については、事務負担が増加し、高額所得者にも軽減効果が及ぶことから反対であり、低所得者層に対しては給付付き税額控除で対応するべきと考えております。

社会保障給付の重点化、効率化も不可欠であります。

法人税については、復興増税が終わる3年後には実効税率が約35%となりますが、

最終的にはアジア近隣諸国並みの 25%程度まで引き下げるべきと考えています。

年末の取りまとめでは、更なる税率の引下げに向けた道筋を明らかにしていただきたいと存じます。

税制抜本改革の実現には、超党派の議論が不可欠であります。政府与党には国益の観点から、野党との胸襟を開いた議論を行い、本年度中に必ず法制化の措置を講じていただきたいと思えます。

私からは以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

次に、日本商工会議所の井上税制委員長からお話を伺います。

○井上特別顧問・税制委員長

日本商工会議所の税制委員長を務めております井上でございます。従業員 100 人足らずの資本金が 8,500 万円、ものづくりの中小企業におります。

まずは平成 24 年度の税制改正につきまして、お手元の資料で『平成 24 年度税制改正に関する意見』重点項目」というのがございます。これに基づいて御説明をさせていただきます。

長引く景気低迷、空前の超円高にあります。中小企業は経営努力を超える厳しい環境にさらされております。中小企業は、地域経済や雇用を支える成長力の源であることから、技術開発や設備投資と中小企業の成長に向けた積極的な取組みを後押しする租税特別措置は極めて重要であると考えます。中小企業投資促進税制、そして少額減価償却資産の特例、また交際費の中小企業特例や研究開発税制などは確実に拡充、延長、恒久化、是非ともお願いしたいと思えます。

続きまして、事業承継税制につきましては、本格的な活用を図る段階に入ってきておりますので、更なる活用促進に向けまして、納税猶予制度の見直しを図っていただきたいと思えます。現行では雇用の 8 割を 1%でも下回りますと、納税猶予が打ち切られ、その段階で一括納付を求められておりますが、これではリスクが高すぎて、経営者は利用の決断ができません。納税猶予の打ち切り基準の見直しを是非ともお願いいたします。

次に、3 番目の空洞化を阻止し、内需拡大に資する税制といたしましては、固定資産税の負担軽減を是非ともお願いしたいと思えます。地価が下落する中、その負担感は相当なものであります。商業地に係る固定資産税の負担水準につきましては、60% への上限の引下げを是非ともお願いしたいと思えます。

また、機械や設備等の償却資産に係る固定資産税は、国際的にもまれな税制でありまして、廃止に向けた見直しを是非ともお願いしたいと思えます。事業所税につきましては、事業に対する外形課税であり、廃止をお願いいたします。経済や内需への波及効果の大きい住宅税制は極めて重要でございます。住宅取得の負担軽減を図るため、

新築住宅における固定資産税の減免措置の恒久化をお願いいたします。

また、住宅用地に係る固定資産税の課税標準特例の見直しが提案されているようですが、消費を大きく冷やすこととなりますので、やめていただきたいと思えます。

4番目の、昨年、会計検査院が指摘いたしました中小企業の軽減税率や租税特別措置の利用制限は、中小企業の発展を否定するものでありまして、到底容認できるものではありません。中小企業の成長意欲を挫く、経済成長や雇用に悪影響を与えることを御理解いただきたいと存じます。

続きまして、お手元の資料「社会保障・税一体改革に関する意見」に基づきまして御説明をさせていただきます。

まずは社会保障の税一体改革については、社会保障制度の持続性が確保されるよう、より踏み込んだ重点化、効率化策を講じる必要があるかと思えます。

2番目の主な具体的な対応策として、デフレ下におけるマクロ経済スライド調整の適用などを行っていただきたいと思えます。

3番目として、現在、企業は最低賃金の引き上げや高齢者の雇用、育成、介護支援などの対応に苦慮しているのが実態でございます。したがって、短時間労働者の比率が高い企業、中小・零細企業への影響を十分考慮し、拙速な結論を避けるべきであると考えます。

4番目、消費税率10%への引上げにつきましては、身を切る徹底的な行財政改革の断行が行われなければ、国民や企業の理解は得られないと思えます。しかし、こうした努力を行っても財源の不足が見込まれますので、その際には消費税の引上げもやむを得ないかとも思っておりますが、タイミングや仕組みにつきましては、景気や経済成長を最大限阻害しないよう、十分慎重な検討をお願いいたします。また、消費税率の引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えますので、十分な配慮をお願いいたします。長引くデフレで特に規模の小さい企業は、価格転嫁は難しい状況でございます。中小企業の事務負担の軽減のために導入されております免税点や簡易課税制度は必ず維持をしていただくようお願いをいたします。中小企業の円滑な価格転嫁の確保に万全を期することや、事務負担やコスト増につながる複数税率やインボイスの導入は絶対やめていただきたいと思えます。低所得者対策については、給付付き税額控除で対応すべきであると考えます。そうした意味からも、共通番号制度の早期の導入ということが是非必要であろうかと思えます。

なお、社会保障・税一体改革につきましては、全国420万の中小企業事業者の声を反映させるため、商工会議所のみならず、他の中小企業団体等の声に幅広く耳を傾ける必要があるかと思われます。

今回の大震災でも明らかになりました。我が国の経済や雇用を下支えているのは中小企業でございます。中小企業は我が国の持続的な経済成長の一翼を力強く担ってい

けるよう、税制面からの後押しをよろしくお願いいたします。私どもは中小企業に対する政府・与党の力強いメッセージを期待いたしております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私からの発言とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

次に、連合の川島総合政策局長、お願いをいたします。

○川島総合政策局長

連合で税制改革の政策の取りまとめを行っております川島と申します。今日、このような機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

今日、用意しました資料は2種類あります。A4横の「当面する税制改革に対する連合の考え方」、これに沿って御説明をいたします。もう一つのA4縦でございますが、「I. 当面する税制改正に対する重点要請項目」、1番目、2番目、3番目ということで、2ページ目以降は詳細な政策を記載しておりますので、これは必要があればこちらにも触れていきたいと考えています。

まず結論から申し上げますと、今回、4点について、税制改正についての要望を申し上げたいと思っております。

1点目は、平成23年度の税制改正法案の早期成立でございます。

2点目が、所得税、相続税における所得再分配機能の強化。

3点目が、雇用と直結する租税特別措置などの実施。

4点目が、自動車関連諸税の軽減・簡素化でございます。

この4点に重点を置いて御説明をいたします。

それでは、A4横の資料の1ページ目「はじめに」でございます。

私ども、今年の6月に2020年までのあるべき、目指すべき税の全体像、第3次税制改革基本大綱を決定し、その実現に向けて取り組んでおります。当面する税制改正、まずは足元での東日本大震災からの復興・再生、そして、新成長戦略の着実な前進、それによる経済成長、雇用確保を目指すという重点の課題がございます。更に社会保障・税の一体改革に道筋を付ける。そして、今回とりわけ強調したいのは、民主党が掲げてきました税制改革の課題についても、できることからきちんと答えを出していくことで取り組んでいただきたいと考えております。

2ページ目「I. 当面する税制改正の大テーマ」を4点整理いたしました。

現状の課題としまして、23年度の税制改正法案が未だに継続審議となっているということ。そして、震災からの復興・再生に全力で取り組む必要がある。3点目が社会保障と税の一体改革の法制化を図る。4点目が過去2年間の税制改正で先送りしてきた課題が残っているということでありまして、こうした相互に関連する大きな課題について、大局観を持って順番にきちんと答えを出していくということが重要である。

そのための国会での合意形成、そして民主党の掲げてきました改革の理念を大切にす
る。政権交代の成果を目に見える形で示すということがこの税制改正で重要だと考え
ております。

3 ページ目、今年度の税制改正に当たっての基本的な考え方をまとめております。

繰り返しになりますが、23 年度税制改正の一刻も早い成立。震災からの復興・再生、
そして全国的な話といたしまして、雇用の創出につながるような税制改正を最優先す
るということであります。その前提の下で、年度改正項目については、自動車関係諸
税の軽減・簡素化に的を絞って検討すべきと考えております。

一体改革について若干触れておきますと、どうしても社会保障各分野の負担増・給
付減の議論が先行している嫌いがございます。本来の機能強化、アピールが不十分で
あるということがありまして、税制抜本改革の議論に入る前に情報発信についてもよ
く検討いただきたいと考えております。

その他、共通番号の導入を含む納税環境整備など、民主党が掲げてきました改革の
理念の実現にこだわっていただきたいと考えております。

具体的な内容について入ってまいります。4 ページ目「1. 納税者の立場に立った
わかりやすい税制」ということで、2 番目の○にあります、22 年度・23 年度の税制改
正大綱の中での納税者主権の確立、とりわけ①の納税者権利憲章の制定ということ、
②の 2 行目にあります申告納税制度と年末調整制度との選択を認める。特定支出控除
についても追加・拡大をするということを取り組んでいただきたいと考えております。

5 ページ目「2. 税による所得再分配機能の回復・強化」でございます。23 年度の
税制改正法案でも所得税、相続税等の改正がございます。これを確実に実現するとい
うのが第 1 点目でございます。更に政府が掲げております「所得控除から税額控除・
給付つき税額控除・手当へ」と、こうした基本的な考え方を具体化するための所得税
等の改正を行うべき。①に関する控除の関係、②はとりわけ子ども手当、今はそうい
う呼び方をしないようであります。所得制限世帯に対して、税額控除等の一定の措
置を講じるということが重要であると考えております。更に給付付き税額控除の導入
に向けた共通番号の早期導入も求められるところでございます。

6 ページ目「3. 経済と雇用の改善に資する税制」ということでございまして、23
年度の改正の中でも、昨年 11 月に取りまとめがされました「日本国内投資促進プロ
グラム」は、政労使関係者が議論をし、取りまとめた、国内での雇用創出、投資促進と
いったものをいかに進めていくのか議論をしてまいりました。それに沿った形で、例
えば先ほども幾つか出てまいりましたが、研究開発の税制に関しても、現状のレベル
を維持する、延長するということが重要である。その内容自体はこのプログラムにも
織り込まれた課題でもございますので、その実行も求めたい。あるいは雇用促進税制
などもこうした議論、プログラムの中から生まれてきた内容でございます。

③の復興特別区域法案で講じられた措置の周知あるいは積極的な活用を産業界への

働きかけ、こうした観点も重要かと思っております。

7 ページ目「4. 自動車関係諸税の軽減・簡素化」でございます。いわゆる暫定税率と言われているものにつきまして、一般財源化による課税根拠の喪失、グリーン税制の促進等の観点を踏まえて廃止をするというのが1点目でございます。その上で以下の方向で自動車関連諸税の軽減・簡素化を図るべきだと考えております。とりわけこの暫定税率の廃止、マニフェストで掲げた重要政策の1つでもございます。車体課税について、エコカー減税の到来時期、期限までに抜本的な見直しを検討すると明言されてきたところでありまして、その時期は来年の春でございます。今年度の改正の中で、この課題についても決着を付ける必要があると考えております。

具体的には、自動車取得税の廃止、2番目、自動車重量税の廃止、そして自動車保有に係る税の在り方の抜本の見直し、簡素・軽減化での検討が必要と考えております。その際には環境への負荷の要素を組み込んだものとする、あるいは物流・交通機関、公共の交通機関、軽自動車などへの配慮、軽減措置が必要と考えております。

③の燃料課税について、暫定税率の廃止、今後の在り方について検討する必要があると考えております。

8 ページ目「5. その他の重要課題」ということで、消費税に関わる課題。とりわけ今後の一体改革の中で消費税をいかに引き上げていくのかという議論もあると思っております。その中において二重課税の問題についてもそれぞれの根拠、在り方、議論をする必要がある。そうした観点からの検討が必要と考えておりますし、国際課税制度についての検討もこれまで論点が整理されておりますので、それに沿った形での今後の具体化、検討が必要かと考えております。

以上、主に4点につきまして今年度の要望ということで考え方を述べさせていただきました。御清聴ありがとうございました。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、最後に日本税理士会連合会の浅田専務理事からお話を伺いたいと思いません。

○浅田専務理事

日本税理士会連合会の専務理事をしております浅田でございます。本日は税制調査会のヒアリングでの説明をさせていただく機会を得まして、どうもありがとうございます。

各項目につきましては調査研究部副部長の永橋より御説明させていただきますが、入れました資料の最後のところに「税理士制度の見直しについて」というペーパーがございます。これについて少し説明させていただきます。

資料にありますように、昨年の税制改正大綱の第3章、検討事項において税理士の果たすべき役割は今後ますます重要になっており、税理士制度については平成23年度

中に見直しの必要性や方向性について結論を出すべく、関係者の意見も考慮しながら検討を進めるように記載されました。これを受けて資料に書いていますように、日本税理士会連合会、国税庁、主税局との合同勉強会を平成 23 年 6 月からこれまで 5 回開催するなど、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応し、納税者の利便性の向上を図り、納税者からの信頼を一層高めるために税理士の業務、税理士の資格取得、納税者からの信頼性の確保の各観点より、税理士法改正について検討を進めていますので、引き続き税理士制度の見直しに向けた検討をお願いしたいと考えています。

それでは、永橋副部長よりお願いします。

○永橋調査研究部副部長

調査研究部副部長を拝命しております永橋でございます。

まず税理士会からの資料といたしまして、お手元でございます資料の確認をさせていただきたいと思っております。

A4 カラー刷り 1 枚の「平成 24 年度税制改正に関する建議書の概要」。左肩にホチキス留めされております「平成 24 年度税制改正に関する重点要望事項」。本日のお話はこれを中心にお話しさせていただきたいと思っております。もう一つが今、申し上げました 2 点の資料のベースになっております、本年 6 月に税理士会で承認されました「平成 24 年度・税制改正に関する建議書」でございます。それと、税理士会から先ほど出させていただきました東日本大震災に関する税制改正の要望、先ほど専務の浅田の方から申し上げました「税理士制度の見直しについて」という関連資料。以上でございます。

私からは税制改正についての具体的な項目ということで、まず A4 カラー刷りの資料を御覧いただきたいと思いますけれども、日本税理士会連合会が税制改正の建議について、常に念頭に置いております基本的な視点を御紹介させていただきます。公平な税負担であるということ。理解と納得のできる税制であるということ。必要最小限の事務負担によって賄われる税制であるということ。当然ですが、時代に適合する税制であり、透明な税務行政といったものを念頭に置きまして、税制改正に関する建議書を取りまとめております。

今回、平成 24 年度の建議書は全体で 29 項目、中期的な視点からは大きくは 3 つの項目について建議をいたしております。その概要は今御覧いただいております建議書の概要という A4 のペーパーに書かれてあるのですが、時間の関係もございまして、今回は特にその中でも重点要望事項といたしまして、左肩ホチキス留めの 2 枚のペーパーになっておりますけれども、こちらの重点要望事項から更にポイントを絞りましてお話をさせていただきたいと思っております。

まず 1 つ目でございますが、これは従前から税理士会が要望しておりました、交際費課税における交際費等の範囲の見直し。特に社会通念上必要な交際費等の支出につきましても原則として損金算入とし、定額控除限度内の 10% 課税制度といったものも

即時に廃止をしていただきたいということでございます。

内容といたしましてそちらにありますように、交際費でありまして事業に必要なものは、これは金額の多寡に関わらず、損金算入されるべきであると考えております。金額基準など形式的に交際費になるのかどうかという判断をすべきではなく、交際費等の範囲をもう一度見直し、例えば社会通念上必要とされるような慶弔費等については交際費課税の対象外とするなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものの、要は冗費、乱費にフォーカスをしまして、そちらの損金不算入という制度にもう一度見直しをしていただきたいというところでございます。

2つ目の項目といたしましては、役員給与の損金不算入規定の在り方を見直すこと。これは今回税理士会として初めて建議項目で挙げさせていただいております。役員給与の課税上の在り方につきましては、平成18年5月に施行されました会社法と大きくリンクしているわけなのですけれども、会社法では利用者の視点に立った規律の見直し、会社経営の機動性・柔軟性の向上、会社経営の健全性の確保といったものを理念としまして、会社に関する各種制度の見直しが行われました。

役員報酬につきましても、賞与は役員給与として包括的に規定されました。会計上も職務執行の対価であるという観点から費用性を認めております。これに対しまして法人税では恣意性であるとか利益調整を排除するという観点から、役員給与につきましては原則損金不算入という規定を設け、その損金の額に算入される役員給与について定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与という3つの類型に限定して損金算入を認めているところでございます。

会社法と法人税法の理念、目的が一致するものではないというのは当然認識しておりますけれども、この両者の規定ぶりには相当の乖離があると考えております。国内企業がより発展するためにも、役員給与の在り方については根本的に見直しをお願いしたいというところで、今回この項目を重点項目として挙げております。

役員給与につきましては、原則として損金の額に算入されるという形にし、損金の額に算入されないものを概念として包括的に規定していくのか、あるいは類型として限定的に法令で規定していくのかということでの検討をお願いしたいと考えております。

3つ目といたしまして、消費課税についての在り方。これは先ほど来、幾つか御議論をいただいている内容でありましたけれども、特に税理士会の方では消費税の基準期間制度の廃止を強く訴えたいと思っております。

現行の消費税では前々年あるいは前々事業年度を基準期間といたしまして、その課税期間、要は当期における消費税の納税義務があるかどうかということの判定が2年前、前々年、前々事業年度の課税売上高でもって判断がなされるという制度になっております。その結果、その課税期間の課税売上高、要は当期の課税売上高が多額であったとしても、2年前の課税売上高が少額になっていると免税事業者となる。ある

いは2年前の課税売上高が1,000万円を超えるような場合であったとしても、当期の課税売上高によっては課税事業者となるようなケースが出てまいります。あるいは基準期間がネックとなりまして、消費税の課税上の計算の特例に関する各種届出が当該課税期間中にできずに、当該課税期間の前日までというような、他の税法には類を見ないような規定がある関係上、消費税をめぐっての納税者あるいは課税庁、我々税理士とのトラブルも大きく発生してきているという現状がございます。

このような状況を打開するために、この基準期間制度というものを一度廃止し、現行制度で免税点制度というものがございますので、その免税点制度につきましては、例えば当期の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、これは自らの選択で免税事業者申告を不要とするような制度を設けてはどうかということの提言をさせていただきたいと思っております。

その他の内容につきましては、そのペーパーに書いてあるとおりでございますので、また御検討をお願いしたいと思います。

税理士会からは以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、ただいまの皆様のお話を受けて意見交換を行いたいと思います。どなたからでも結構でございます。御質問、御意見どうぞ御発言ください。亀井会長、どうぞ。

○亀井国民新党政調会長

経団連の方にお伺いしたいのですが、民主党のマニフェストでは低所得者対策として、給付付き税額控除というものがマニフェストに入っておりまして、ただ、これは社会保障番号制度が導入されないと実現しない。国民新党はこの考え方を否定するつもりはないのですが、ただ、現状、番号制度の導入が少し遅くなりそうである。一方で消費税率を先ほど2015年とおっしゃいましたけれども、そのぐらいに上げなさいということになると、単純に増税だけが低所得者層に対して来てしまうわけです。そういう場合にも複数税率というのは全く認められない話でしょうか。そのときにはどのような低所得者対策をとるべきだとお考えですか。

○馬田税制委員会共同委員長

まず1つは、番号制度は可及的速やかに着手して確立すべきと考えておりますので、この消費税の税率のアップということと、番号制度の確立を同時にやっていただきたいというのが基本的な考え方であります。

そういう中で、5%の現状に対して上げていく。これは段階的に上げていくということになると思うのですが、どの時点から先ほど言ったようないわゆる低所得者に対する保障を開始するのかというのは、これは必ずしも6%になったからやるのかどうかというのは、これから議論しなければいけない。すなわち2015年からスター

トしたときに、例えば7%でスタートしたとするときには、当年にその保障を同時にやるかどうかというのはよく議論しなければいけない問題ではないかと思います。例えばですけれども、8%、9%になってからやるとすれば、1年、2年のタイムラグというのはあってもいいのではないかということが1つございます。

二重課税の問題については先ほど少し申しましたけれども、非常に事務的な手間が大変だなということと、いわゆる高額所得者に対しても同じ率でかかるということに対して、基本的にそれはやるべきではないと考えております。よろしいですか。

○亀井国民新党政調会長

考え方としては分かりました。つまりタイムラグが発生して増税が先に来てしまっても、その分は仕方ないよねというふうに、いきなり10%になるわけではないので、その分は我慢してくださいというお考えなのだと理解をしました。

○馬田税制委員会共同委員長

我慢してくださいというか、どこから上げるかというのをこれから議論するべきではないかということを行っているわけで、それが議論の希釈として7%であれば、それは7%でしかるべきだと思うのですけれども、原則論はあくまでも番号制度と消費税のアップを同期化させるというか、先ほど2015年と言いましたが、これは制度的に2015年というターゲットに対して番号制度をすぐに開始したら、私はできる範囲内の期間ではないかと思っております。2015年に対して間に合う。

○峰崎内閣官房参与

番号は皆さん方にまたお願いをしたいと思っておりますが、日本商工会議所の方にお聞きしたいのですけれども、先ほど既に消費税の問題、これはやがて議論しなければいけないのですが、徹底的な身を切る行財政改革を進めても財源が不足する場合とあるのです。これはよく我々も身を切るようなということは、政治家の皆さん方が要請されることが多いんですが、一体どこまでやればいわゆる徹底的な身を切ったと思っただけなのか。

私は無駄を省いて財源を作るというのは、無駄というのは恐らく永遠に出続けると思っております。永遠にというのは、要するに時代が変わっていけば必ずあるときはよくても必ず悪くなってくる。そういう意味で我々が社会保障・税の議論をするときに、いわゆる行財政改革をやらなければいけないというのはよく分かるのですけれども、そこら辺は何か基準のようなものは経済界の方は考えておられるのかというのが1点です。

経団連及び連合の両方おられるのでちょっとお聞きしたいなと思っておりますが、これは年度税制改正というよりも年度税制改正の前提なんですけれども、デフレがこうして十数年間続いている原因というのは何で、それに対して税制でということではなくて、需要がどんどん増えていかない。それは消費も増えていかない、設備投資も増えていかないところに大きな原因があるんだろうと思っておりますが、その限

りで見ると 21 世紀に入って、どうも付加価値の配分を見ると、配当や企業の経営者層の報酬は非常に上昇しているのですけれども、働いている人たちの労働条件が伸びない、あるいはむしろマイナスになっている。そういう現状が実は個人消費を冷やす悪循環になっているのではないかと感じておまして、そういう意味で労使ともども代表するような方がおられるので、そこら辺はどのように考えられているのかなというのは、税制とちょっと離れるかもしれませんが、我々がいわゆる企業の皆さん方に対する優遇措置をいろんな形でつけていくというのは、必要なものはつけていかなければいけないのですが、その大前提としてその辺りをどういうふうにご考えておられるのか、ともにお聞かせ願いたいなと思っております。

最後に税理士会の皆さん方にお聞きするんですが、納税者権利憲章ということについて、これは建議で既に今、税法がかかっているものについては、それは我々も要求しているんですよということなのかもしれませんが、この中には国税通則法は個別に実は出てくるのですけれども、納税者権利憲章の制定というのは連合さんは入ってきているのですが、税理士会の皆さん方は何だか勢いが弱いような気がするのですが、この点はどんな考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、まず日本商工会議所からお願いします。

○井上特別顧問・税制委員長

無駄の問題ですけれども、企業経営をしておりますと、会社が赤字になったときにはどうするのか。まず出るものをいかに抑えるかということが当然なわけですね。同時に経営者自身だって給料を下げるとか、そういうことをやるのが当たり前です。それで企業を存続させて雇用を確保していくということが当たり前なわけですけれども、果たして国はどうなのか。出るものを抑えるということについて十分なことを本当にやっておられるのかと思います。

例えば農業の問題にしてもしかり、個別所得補償をずっと続けて、今回は約 8,000 億円という個別所得補償をやられた。これも本当に補償しなければいけないのかということだって問題があるのではないかと。特会、一般会計で合わせれば 5 兆円が農林水産省で予算が出されている。中小企業の対策費は 1,969 億円しか出ていないわけですね。では日本を支えているのは誰なのかという問題も考え、無駄をいかに徹底的に削減する。それで初めて消費税を上げるということに、みんな、国民も納得するのではないかと感じております。

そういう点では、例えば地方自治体の給与にしてもしかりです。21 兆円も出ている。本当に必要なのか。農林水産省は約 2.4 万人もいる。その 2.4 万人の給料は本当に必要なのか。農林水産で上げている売上げはたったの 9 兆円ではないですか。それにそれだけの人員が本当に必要なんですか。経済産業省は 8,000 人ぐらいしかいない。日本を支えているのはものづくりではないのですか。そういう点でももっと、日本を支え

ている企業のためにといいことを考えていただきたいと思っていますので、ちょっと言い過ぎたかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

○五十嵐財務副大臣

それでは、デフレの原因について、経団連と連合、お願いします。

○馬田税制委員会共同委員長

20年間のデフレということで、これが日本の大きな問題であるということなのですが、基本的には経済成長をしてないということが一番問題であると思っています。では、これが何で経済成長してないかということになりますと、やはり1つの大きな原因としては、日本の諸制度がイコルフットィングになっていない面が多々あると。したがって、海外からも日本にはなかなか参入してくることがない。場合によっては、日本から海外にどんどん日本の企業が出ていっているということで、もう既にこういう現象は始まっているわけでありましてけれども、今の状態が更に継続するということになると、加速的にこの現象が起きることが容易に想像されるわけでありまして。

したがって、今いろいろ経済成長をこれからどうやっていくかということ去年決めて、これから具体化していくことになるとは思いますけれども、このイコルフットィングをベースにして経済成長を持続的にできる体制に早く持っていくことが一番の基本ではないかと。そこで増えたパイをどうやってみんなで分配するかというのは、その次の議論であって、成長なくしては全てが始まらないと思っています。

○五十嵐財務副大臣

連合の川島局長、どうぞ。

○川島総合政策局長

御質問ありがとうございます。2つ申し上げます。

1点目が、分配のゆがみについてどう考えるのかということ。2点目は、今後どういった政策が必要なのかということでもあります。

1点目、過去20年間、特にこの10年間を申し上げますと、非正規雇用の増大、非正規雇用が悪いというよりは不安定、低賃金労働が増大してきたという現象がございます。年収200万円を割るような、働いても生活ができない労働者が1,000万人を超える事態ですとか、更には過去10年、リーマンショック前の状況を振り返ってみますと、例えば97年から企業所得と雇用者所得の推移がどうなっているのかということ申し上げますと、10年間の間で企業の所得は1.5倍、雇用者所得は横ばいではなくてマイナス5%を割り込むような状況であります。御指摘のとおり、役員報酬、株主配当だとか、どうだとかということは申し上げますけれども、当時を思い起こせば企業収益は過去最高を更新といった中であっても、雇用者所得が伸びないという状況がございました。

したがって、先ほどお話の中で成長が重要だということもありました。ただ、そ

の分配においても適切な分配がなされなければ、更なる成長を生み出すという好循環が生まれて来ないと考えております。

では、どうすべきなのかということでありまして、現政権も分厚い中間層の復活ということ、再生ということが重要だとおっしゃっております。全く同じ考えでございますが、先ほどの分配のゆがみ、更に言えば社会的なセーフティネットがほころびを見せている。そのことが中間層から落ちていく、一気に生活保護に陥ってしまうとか、そういうことではなくて、更にランポリン型といいますか、働くことを通じて中間層に戻っていく、この中間層がこれまで日本の税を支え、あるいは社会の活力を支えてきたわけでありまして、更に言えば個人消費をしっかりと支えてきた主役であったわけでありまして、そのためのセーフティネットの強化、あるいは雇用人材戦略にありますような最低賃金の引上げ、労働条件の底上げを図るといったことも重要だと考えております。

税制において、先ほどから申し上げておりますが、所得再分配機能の強化、更には企業、個人もそれぞれ社会に対して応分の負担、分担が必要だと考えております。雇用保険、社会保険の全面適用、そういったことも税制の改正、社会保障の在り方の中で検討し、実現がされていかなければならない。それがあってこそ中間層の復活、力強い個人消費の回復によって内需を拡大させていく、そのように考えております。

○五十嵐財務副大臣

それでは、納税者権利憲章について税理士会からお願いします。

○永橋調査研究部副部長

税理士会でございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。

まず、納税者権利憲章について、税理士会としては消極的ではございません。お見せできないのが残念なのですが、どこよりも熱い気持ちを持っている、気持ちの部分ではありますけれども。ただ、今回お手元にお渡ししております資料、先ほどのA4のカラー刷りのペーパーの一番下のところを御覧いただければお分かりいただけるかと思うのですが、今回、私ども提出をさせていただきました資料、特にそのベースになる建議書につきましては、6月に税理士会で審議しておりました当時の法律名でございますが「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」、いわゆる税制構築法案がそのまま通った、成立したということ、これを前提に、この建議書を取りまとめております。すなわち、その構築法案の中では、納税者権利憲章を平成24年1月1日に策定する。あるいは国税通則法についても題名を変更し、抜本的な改正を行っていくという前提を受けて、我々はこれを作っておりますので、納税者権利憲章につきましては、現在修正された構築法案の中でも、今後継続して検討していくようなことが大綱にも書かれておりましたので、その点に関して税理士会としても積極的に対応していきたいと考えております。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、岩本副大臣、どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

御指摘ありがとうございます。農林水産副大臣の岩本司と申します。

私も 20 年以上前に会社の経営に携わっておりまして、うちの父が経営していたものですから、会社の規模は井上顧問さんと大体同じぐらいでございます。景気が悪くて会社が赤字になると、私は 3 人兄弟の二男なので、もうこの世界に入りましたけれども、弟は息子として、会社がおかしくなると全従業員でも一番給料が安いわけです。当然オーナーですから。私も理解はしております。

ただ、食料の自給率に関しましては、第 2 次世界大戦後、この地球上のほとんどから食料から無くなったわけです。しかし、この戦後 65 年間の中で、ヨーロッパ諸国はフランスなどいろいろな国がありますけれども、百数十%あれば、80%、70%、いろいろあります。日本は、もう 40%を切って 38~39%が現状です。

御承知のとおり、アメリカやオーストラリアと比較しても初めから話になりませんので、経営者ですからお分かりいただけるとは思いますけれども、しかし、ヨーロッパ諸国と比べて何でこうなったのか。ヨーロッパの農家の皆さんの所得の 78%が戸別所得補償制度という言い方をすれば税金です。要は国が 8 割近い所得を守り続けているんです。江戸時代であれ、戦国時代であれ、武士がいたら、その次は農ですから、やはりいつの時代でも地球上どこでも農というのは国が守る責任があります。食がないと生きていきませんから。

自民党政権下の直接所得は、23%でした。今、戸別所得補償を我々がスタートして、やっと 40%、それでもヨーロッパ諸国の所得補償の半分であります。しかし、その中、38~39%、日本の自給率が高いというのは農家の皆さんや、また漁業に従事する方々の努力でこうなっている。

なぜかというのは、もう一点あるんです。補償だけではなくて。今、我々民主党は、平均規模を 20 ヘクタールから 40 ヘクタールまでにしようとしています。しかし、ヨーロッパはもう既に平均は 40~80%なんです。まだ我々は 20%まで行ってないです。どういうことかということ、土地の面積ももう既に 4 分の 1 の状態で、所得の補償も 4 分の 1 の中で自給率を 38~39%まで上げているということは、これはやはり農家の皆さんや漁業に従事する方々の御努力もあると思います。

これが現状でございますので、これを今からどうしていくかというのは、経済界の皆様にも、中小企業の社長さんというわけにはいきませんが、経団連の皆様方にも御協力を賜わらなければいけないと思います。経団連が旗を振っていただいて、社員の皆様の食べる食料ぐらいは、例えば別会社でつくるとか、世界の一流企業ですからノウハウもいっぱいお持ちですので、そういう御協力もいろいろ文書等で表明も

経団連の皆様も、今から農業を支援していくとおっしゃっていただいていますので、私どもも安心はいたしておりますけれども、ともにこの国を、経済も発展させ、食も守り、ともに頑張りたいと思います。

私からは以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

森副大臣、どうぞ。

○森文部科学副大臣

もう時間なので、簡単に。いろいろなお話がありましたけれども、要するに経済を好循環に乗せていくという税制がやはり重要であると考えております。勿論、厳しいときには身を削ってやるというのはよく分かります。1つの企業の経営としては、それは正しい。しかし、経済全体として見たときに、それがデフレスパイラルを生んでいく、サラリーマンの可処分所得が減れば、購買力が減って行って、物を買わない、企業の業績が落ちる、また給料が下がる、本当にマイナスのスパイラル、こういうものを断ち切って、やはりプラスに持っていかなければいけないと思っておりますので、今日御提案いただきました研究開発税制については、私どもも要望させていただいておりますし、とにかく投資不足だと言われているわけですから、企業の皆さんがきちんと投資していただけるような、企業活動が活発になるような税制で景気を上向かせていかなければいけないと思っております。

そして、是非経団連、商工会議所の方にはお願いしたいのですけれども、私どもは新しい文化として寄附文化の醸成ということで、新しい公共といいますか、寄附税制というものを抜本的に改革いたしましたので、是非、年末調整、これはなかなか手間がかかってというお話ですけれども、それよりもむしろこういう新しい文化をつくっていく、支えていく人たちが多くなるということは、日本の将来にとって非常にプラスだと思いますので、是非その点については御検討いただければ有り難いと思います。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

予定された時刻を過ぎましたので、どうしても最後に言っておきたいという方があったら、どうぞ。よろしいでしょうか。

井上委員長、どうぞ。

○井上特別顧問・税制委員長

農業の問題で、いろいろと御指摘いただきました。ただ、私も実は米を茨城で作っております。一番問題なのは、やはり産業として育成してない。本当に小さな田んぼで、あんなことをやっていたら駄目ですよ。やはりこれをいかにして大きな、20ヘクタールとか30ヘクタールにして、それで産業として育成する。日本の米は非常に美味いわけです。今はコシヒカリだって18,000円ぐらいの入札だと。原価が大体11,000

円ぐらいだと。しかし、これはもうちょっと工夫すれば、8,000円、7,000円にすぐになります。絶対になる。それをいかにして先生方が指導していただくかということが大事で、作り過ぎては困るんだということでは、これは困ることなので、いい米を作って、それを輸出して、大いに外貨を獲得するということには是非ともお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○岩本農林水産副大臣

もうかる農業を作らなければいけないとっておりますので、しっかり取り組みます。

○五十嵐財務副大臣

それでは、そろそろ閉めたいと思います。ありがとうございました。

先ほど日本税理士会連合会から言及のありました、税理士制度の見直しについては、昨年度の税制改正大綱において、平成23年度中に見直しの必要性や方向性について結論を出すこととされております。今後、更に検討を深め、来年のしかるべき時期に報告をさせていただきたいと考えております。

本日はお忙しい中、意見交換にお越しいただき、貴重なお話をいただきまして、ありがとうございました。

委員の皆様、本日は長時間にわたり御苦勞様でございました。次回は、来週、昨日の積み残しである会計検査院の意見表示のほか、要望にない項目及び過去の税制改正大綱において、平成24年度の検討課題とされた項目に関する2回目の審議として車体課税などについて審議を行いたいと思います。日程、議題の詳細については、追って事務的に御連絡いたします。

本日の会議は、以上で終わります。ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。